

# 平成30年度 第10回津有区地域協議会

## 次 第

日時：平成31年2月21日（木）

午後6時30分～

会場：ファームセンター 農事研修室

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 議 題

(1)平成31年度地域活動支援事業 採択方針等の確認について

(2)自主的審議事項について

### 4 その他

○次回の開催日について

### 5 閉 会

平成31年度

資料1

# 地域活動支援事業 応募の手引き(津有区)

- ★ 私たちの地域を私たち自身でより住みやすくする「まちづくり活動」への支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

## 募集期間

4月1日(月)から4月22日(月)まで(必着)

## 津有区で募集する取組(募集テーマ)

津有区では、住民の皆さんが行う「身近な地域の課題解決や活力向上」のために行うまちづくり活動で、次のテーマに沿った取組を特に募集します。

- 子どもを産み育てる環境整備に役立つもの
- 高齢者が安心して暮らせる環境整備に役立つもの
- 住民の健康・福祉増進、子育て、青少年健全育成に役立つもの
- 地域コミュニティ活動の推進が期待できるもの
- 津有区の自然や産業を活かし、地域の活性化が期待できるもの
- 地域の観光・文化施設や史跡などのPRに役立つもの
- 地域の環境保全、景観美化などに役立つもの
- 住民の安全・安心確保が期待できるもの



## 津有区の予算額など

【津有区の予算(配分額)●●●万円】

※今年度から予算(配分額)の残額に関わらず、追加募集は実施いたしません。

平成30年度の予算(配分額)の残額を平成31年度に繰越すことは行いません。

補助率：10/10(100%)以内 補助下限額：5万円(5万円以上の事業が対象)

補助希望額の総額が予算額(配分額)に満たない場合であっても、審査により減額する場合があります。

- ・補助金額は、津有区の予算額(配分額)の範囲内で定めます。
- ・助成事業の補助金の額は千円単位です。(千円未満の事業費は、応募団体等の負担となります。)
- ・提案事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額どおりとならない場合があります。

# 提案事業の審査と決定など

- ・事業の採択や補助額等は、津有区地域協議会の会議で審査を行い、決定します。
- ・審査は、次の3つの視点に基づいて行いますので、これらを考慮の上、提案してください。



## 1つ目の視点!! … 基本審査

『基本審査』とは、提案事業が地域活動支援事業の目的と合致しているか(地域課題の解決や地域活性化につながるか)を確認します。



## 2つ目の視点!! … 津有区の採択方針

『採択方針』とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じて、どのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにしたものです。津有区のテーマは、1ページ目の【津有区で募集する取組(募集テーマ)】で確認してください。



## 3つ目の視点!! … 共通審査基準

『共通審査基準』とは、全市共通の項目と視点による審査です。項目及び配点は下記のとおりです。

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	5点
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか	5点
③実現性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	5点
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	5点
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	5点



### 地域協議会より

津有区では、豊かな自然環境、歴史的・文化的施設、教育施設などの地域資源を活用する一方、高齢化、少子化といった社会問題に的確に対応することで、暮らしやすい魅力ある地域づくりを目指す必要があることから、8つのテーマに沿った取組を優先して採択します。また、共通審査基準の審査に当たっては、恵まれた地域資源を活用することを基本とし、効果が広く地域に波及すること、子どもから大人まで幅広い住民が参加できること、将来にわたって発展することを勘案しますので、提案の際には配慮してください。なお、この採択方針に適合しない取組は、制度の趣旨や全体のバランス等を考慮して採択します。

※津有区地域協議会では、審査に当たり、疑問点などを提案者にお聞きするため、原則として全ての事業についてヒアリングを実施します。(日程等は別途連絡します。)

## 対象となる事業など

### ★事業の内容

団体の皆さんなどが身近な地域の課題解決や、活力向上のために、主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

### ★提案できる人

5人以上で構成し、市内で活動する法人または団体の皆さんです。新しく立ち上げた団体等も対象となります。

### ★事業の実施期間

平成32年<sup>※</sup>3月31日まで（経費の支払い、中部まちづくりセンターへの実績報告書の提出を含む）

### ※ご注意ください!!

※新年号に読み替えてください。

地域活動支援事業は、身近な地域での課題解決や、活力向上のために行う事業であれば、種類や分野を問わず対象となりますが、下記の事業は対象外です。

- ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ② 政治・宗教活動を目的とする事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業  
(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

## 事業の対象とならない経費

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助しますが、下記の経費は対象外です。

- ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代など）
- ② 提案団体等の運営に要する経費（人件費・事務所の家賃・振込手数料など）
- ③ 提案団体の構成員が飲食を行う経費（事業者の弁当代やイベント終了後に行う懇親会の食事代など）※ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。
- ④ 会議に参加した人へのお茶代・菓子代
- ⑤ 金券（商品券・サービス券等）などの発行にかかる経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
- ⑥ その他、対象とすることが適当でないと市長が認めた経費



## 詳しくは【中部まちづくりセンター】までご相談ください!!

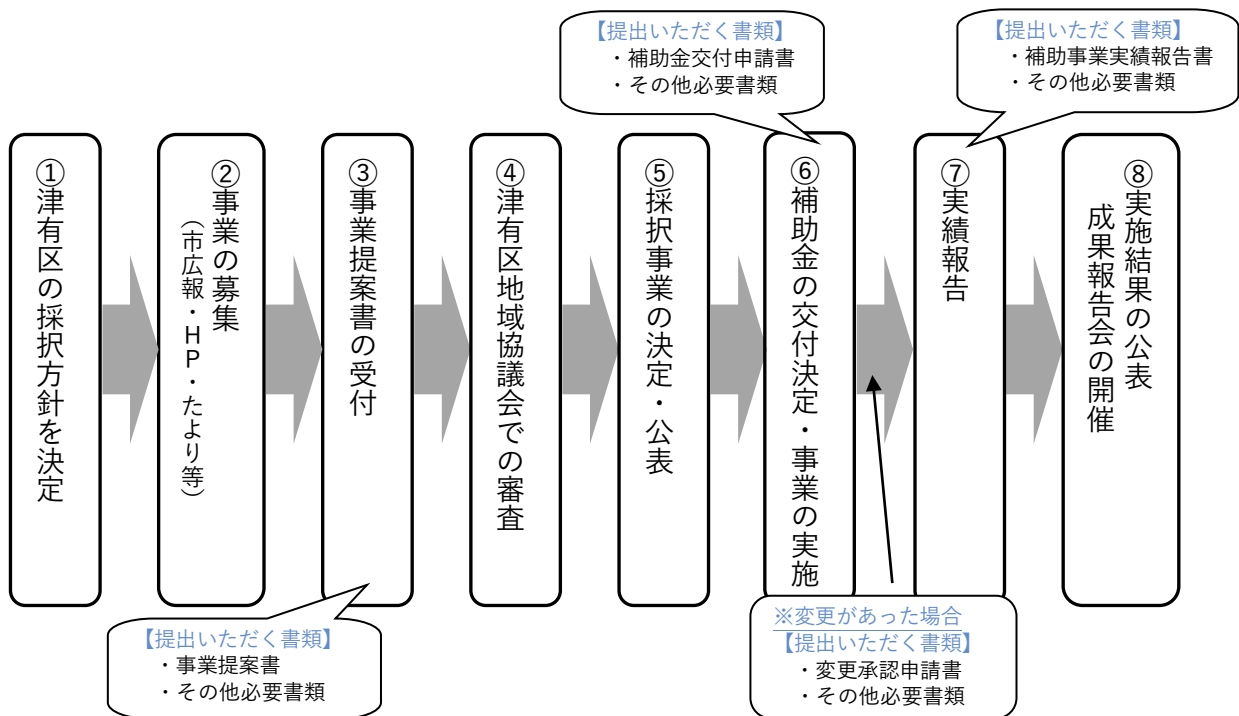
- 応募に当たっては、「地域活動支援事業に関する Q&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ご不明な点がある場合や、書類の作成にお困りの場合は、中部まちづくりセンターの職員が相談をお受けします。お気軽にご相談ください！※中部まちづくりセンターの連絡先は4ページ目をご覧ください。

## 応募方法

所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、**説明資料（団体の規約、見積書、図面など）**とあわせて、**中部まちづくりセンターに持参**してください。

- ・補助金の交付前に事業に着手した場合（事業提案書の提出日以降に限る）も対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助希望額どおりとならない場合があります。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、中部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ・自己所有地以外の土地を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（交付申請の際に、土地の所有者等の承諾書が必要となる場合があります。）
- ・事業提案書、Q&A、補助金交付申請書等の用紙は、中部まちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

## 事業の流れ



## 事業の紹介・公表

提案いただいた事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。また、実施した事業について、事例集の作成や成果発表会を予定していますので、事業を提案される場合は、あらかじめご承知おきください。

## ご相談・ご応募先はこちらです！

担当する地域自治区	事務所	所在地
津有区・新道区・春日区・諏訪区・高土区	中部まちづくりセンター	〒943-0821 上越市土橋 1914-3（上越市市民プラザ 2 階） ☎ 025-526-1690（直通） E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp



上越市

自治・市民環境部 自治・地域振興課

## 第 8 回地域協議会 協議結果

No.	項目	交通手段	若者の流出
1	なぜ (必要性)	・地域の現状とニーズを把握する。	・地域の現状とニーズを把握する。 ・若者の考え方への理解を深める。
2	なにを (質問内容)	①バスに乗らない理由 ・運賃、時間、路線など ②普段の移動手段（病院やスーパー等） ・バス、送迎、タクシーなど ③日頃のコミュニケーションの頻度 ④交通手段の支援制度の認知度 ⑤運転免許の返納について	①就職や希望する職業 ②津有区の好きなどころ、嫌いなどころ ・津有区にある（ない）魅力 ③津有区に残らない理由（外にでる理由）
3	だれに (対象者)	・高齢者サロンの利用者 ・ゲートボール場の利用者	・津有区在住の高校生 ・津有区在住の若年層（20歳まで）
4	どうやって (実施方法)	・公民館主事やゲートボール場のリーダーに参加者への聞き取りを依頼し、アンケート用紙に記入後に回収する。	・町内会長をつうじて、アンケートを配布する。 ・若い人が多い職場（公官庁など）に依頼する。 →対象者を津有区に限定できない。
5	いつ (実施時期)	・アンケートがまとまり次第、開催日に合わせて実施する。	・アンケートがまとまり次第、依頼する。
6	どこで (場所)	・各会場	・なし